

【大津市】

複数年にわたる委託契約における契約金額の変更基準

複数年にわたる委託契約については、近年の労務費の上昇を踏まえて、契約締結時には想定が困難であった労務費の上昇が発生したとき、一定の条件を満たす場合には、労務費変動による影響金額について契約金額を変更することができるものとします。

1 変更対象条件(すべての条件を満たす場合)

- (1) 長期継続契約に該当し、業務期間が12か月を超える業務を定めたものであること。ただし、長期継続契約により複数年にわたる委託業務の契約を行っているものであっても、自動更新型の契約(単年度契約とし、同一の内容で更新する規定を設け契約しているものをいう。)については、変更の対象外とする。
- (2) 国の設計労務単価(建築保全業務労務単価をいう。)により積算しているもの
- (3) 国の設計労務単価について、契約締結時点から2年が経過した日以後の単価の上昇率が10パーセント以上であること
- (4) 契約全体の積算金額に占める労務費(労務単価を使用した積算金額をいう。)の割合が50パーセント以上であること

2 変更契約の手続

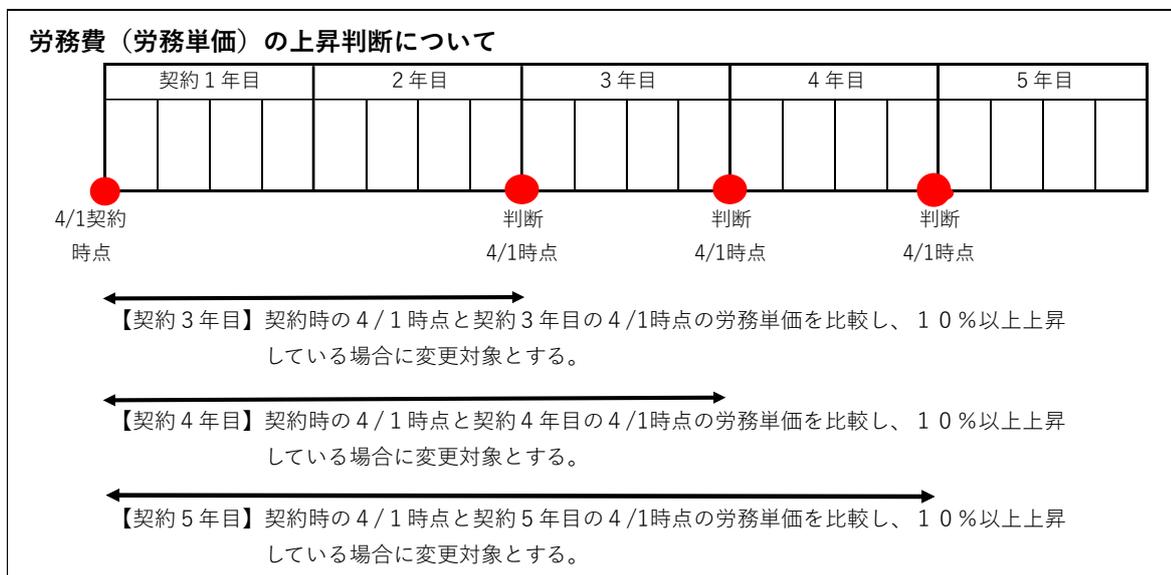
年度ごとに、当該年度の末日に変更契約を締結する。

3 変更金額の算出方法

変更契約額 = (改定後の労務単価により積算した当該年度分の設計金額×落札率) - (当初契約時の労務単価により積算した当該年度分の設計金額×落札率)

4 事務手続

変更対象条件に該当し変更契約の協議を希望する場合、業務の受託者より協議申出書(別紙様式)の提出が必要となります。



(別紙様式)

令和 年 月 日

(発注者)

大津市長

所在地

(受託者) 商号又は名称

代表者名

委託契約における契約金額の変更に係る協議申出書

令和 年 月 日付けで契約締結した〇〇〇〇業務委託における契約金額の変更について、「複数年にわたる委託契約における契約金額の変更基準」により、協議を申し出ます。

※ 協議申出書を提出される場合、原則として当該年度の9月30日までに提出してください。

(なお、令和6年度にあつては、令和6年12月26日までに提出してください。)